

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)の制定について(案)

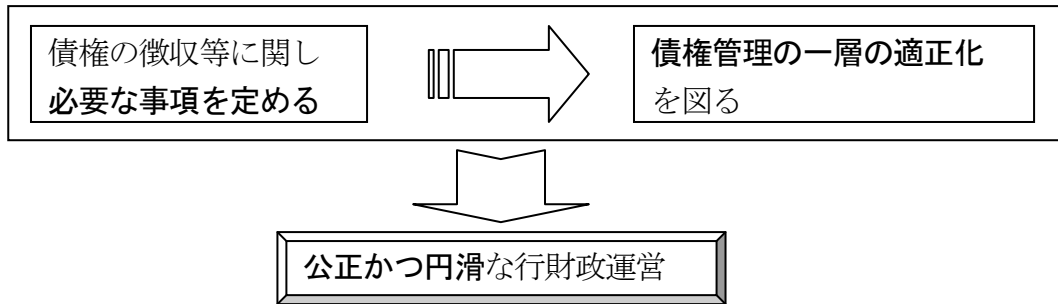
1 条例制定の経緯

全庁的な税外の未収金対策として、共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めた「三重県債権管理適正化指針」を平成25年3月に策定し、未収金の縮減へ向けた取組を行っています。

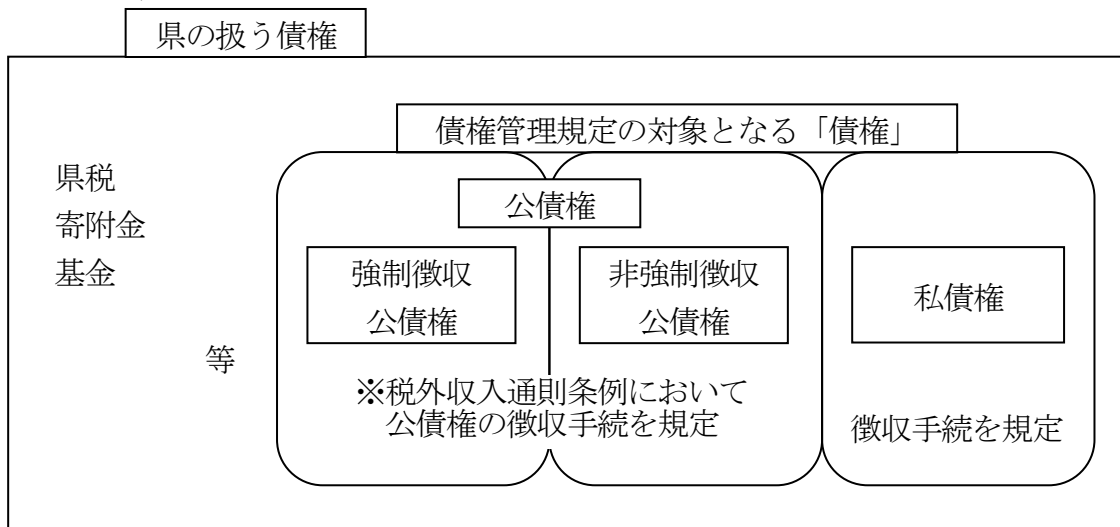
今回策定した指針に沿った手続を行ったとしても、なお一部の未収金において、回収が見込めないにもかかわらず長期間の債権管理が必要となる等といった課題があります。これらの課題を解消し、迅速な債権回収を図るとともに回収可能な債権の徴収業務等に県の経営資源を集中するためには、債権放棄の手続の見直しを含む検討が必要であることから、他県における条例や規則の状況などの債権管理事例の確認を行ったところです。こうした他県での条例制定の状況も踏まえて、本県でも長期管理債権の解消も含めた債権管理に関する条例が必要と考えています。

債権管理及び私債権徴収条例(仮称)を制定することによって、県が有する債権の徴収等に関し、債権の発生から消滅までに必要な事項について定め、債権管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政運営に繋げていきたいと考えています。

(参考) 条例案の目的(第1条)



2 定義(第2条)



3 他の法令等との関係（第3条）

公債権を規定する公債権徴収条例（仮称）や、法令及び条例に特別の定めがある場合を除き、条例の定めるところによる。

4 債権の管理（第4条）

債権管理の基本姿勢を次のように定める。【三重県債権管理適正化指針 3】

債権の管理に関する事務は、法令及び条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

5 債権管理体制の整備（第5条）

知事及び公営企業管理者が管理体制の整備を行い、未収金の状況について情報提供に努める事を明記。

6 私債権の徴収手続（第6条～第15条）

私債権の徴収手続については、地方自治法等の法令や既存の条例等を参考に県において行うべき債権回収及び徴収緩和手続を規定しています。

(1) 督促（第6条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-ア】

履行期限までに履行しない者への督促の義務を明記

- ・地方自治法第240条を受けた地方自治法施行令第171条の規定と同じ

(2) 遅延損害金（第7条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(4)-イ】

違約金（賠償額の予定を定めたもの）の定めがあるものを除き、遅延損害金を年5%とし、公債権（三重県税外収入通則条例で規定有）と同様な減免制度を整備

(3) 強制徴収等（第8条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(2)-オ】

督促をした後相当な期間を経過してもなお履行されないときは、特別な事由がある場合を除き、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続による履行の請求をとらなければならない。

- ・地方自治法施行令第171条の2の規定と同じ

(4) 履行期限の繰上げ（第9条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

- ・地方自治法施行令第171条の3の規定と同じ

(5) 債権の申出等（第10条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(1)-エ】

- ・地方自治法施行令第171条の4の規定と同じ

(6) 徴収停止（第11条） 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ア】

- ・地方自治法施行令第171条の5の規定と同じ

※ 徴収停止の要件

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(7) 履行延期の特約等 (第 12 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-イ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定と同じ

※ 履行延期の特約等の要件

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

(8) 免除 (第 13 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-ウ】

- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定と同じ

(9) 債権の放棄 (第 14 条) 【三重県債権管理適正化指針 5-(3)-エ、7】

※ 債権放棄の基準 (案)

- ア 徴収停止後 3 年を経過した後においてもなお徴収停止の事由が認められるとき
 - ※ 3 年は地方税法の執行停止と同一
- イ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき
 - ※ 債権管理事務取扱規則第三十条のみなし消滅規定 (第三号) を準用
- ウ 時効完成時につぎの各項目にかかる事由にあるとき
 - ① 債務者に差し押さえることができる財産が無いとき
 - ② 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
 - ③ 所在不明かつ差押えできる財産がともに不明であるとき
 - ※ ①～③地方税法の執行停止の要件

(10) 報告 (第 15 条)

債権放棄を行ったときは、議会へ報告しなければならない。

7 その他

(1) 規則等への委任 (第 16 条)

三重県債権管理及び私債権徴収条例 (仮称) 施行規則を定め、具体的手続等を規定

ア 債権管理体制の整備方法

債権管理簿等の整備

債権管理事務の総括

債権管理者の設置

債権管理推進会議の設置

債権処理計画の策定・公表

イ 私債権の徴収手続

督促の処理手続

履行期限の繰上げの要件

徴収停止の手続

履行期限の特約等の手続・特約時の条件

債権の放棄・議会への報告の手続

(2) 施行期日 (附則 1)

平成 26 年 4 月 1 日とする。

遅延損害金の施行日は平成 27 年 4 月 1 日とする。

(3) 経過措置 (附則 2)

ア 遅延損害金については、施行期日以降に発生した私債権に適用

イ 遅延損害金の減免については、施行期日前に係るものにも適用

8 今後の予定

- ・平成 25 年 12 月 パブリックコメントの実施
- ・平成 26 年 2 月 2 月定例月会議に条例案を提出
- ・平成 26 年 4 月 条例の施行を予定 (一部平成 27 年 4 月)

(参考 1) 三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）案

平成二十六年〇〇月〇〇日

三重県条例第〇〇号

三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）を公布する。

三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）

（目的）

第一条 この条例は、三重県（以下「県」という。）が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号に掲げる債権を除く。）をいう。

二 公債権 債権のうち、法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権をいう。

三 私債権 債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権をいう。

四 条例等 条例並びに三重県規則、法第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）をいう。

（他の法令等との関係）

第三条 債権の管理に関する事務の処理については、公債権に係る三重県公債権徴収条例（仮称）（昭和三十九年三重県条例十三号）の規定、法令及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（債権の管理）

第四条 債権の管理に関する事務は、法令及び条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

（債権管理体制の整備）

第五条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

2 知事は、債権を適正に管理するため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

3 知事等は、債権に係る未収金の状況について広く県民へ情報提供に努めなければならない。

（督促）

第六条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、法令等の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

（遅延損害金）

第七条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行されないときは履行の遅滞に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

2 前項の遅延損害金の額は、別に債務者との合意や違約金等の定めのある場合を除き（次項から第五項において同じ）、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 前項の遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第二項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 第二項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

6 知事等は、私債権の履行期限までに当該私債権を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の遅延損害金を減免することができる。

（強制執行等）

第八条 知事等は、私債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない私債権（第一号に該当する私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第九条 知事等は、私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しく

は仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第十二条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第十三条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に

係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
(債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 第十一条の規定により徴収停止の措置を行った私債権について、徴収停止の措置をとった日から三年を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由が認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる特別の事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したものについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

(報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを三重県議会に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用範囲)

2 第七条の規定は、本条の施行の日以後に発生した私債権に係る遅延損害金に適用する。ただし、第七条第六項の規定は、本条の施行の前日に履行期限が到来した私債権に係る遅延損害金についても適用する。

(参考2) 三重県の債権管理方針について（「三重県債権管理適正化指針」より抜粋）

3 債権管理の基本姿勢

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

4 全庁的な債権管理方針

債権管理の基本姿勢に基づき、全庁的な債権管理方針を次のとおりとする。

(1) 滞納の未然防止・管理手法

- ・ 本県においては個別法による債権管理の手続は整理されているが、地方自治法等の一般的な手続について整理されていなかったため、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続を、他の法令等の定めがない場合にはこの指針に従って行うものとする。
- ・ 確実に債権の回収を行うため、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度周知の徹底など、適切な制度運用に努める。
- ・ 新規未収金が発生した際は、債権管理簿を作成し、必要書類とともにその記録・保管等を行い、債権担当者が交代しても一貫した対応ができるようにする。

(2) 債権回収の強化

- ・ 債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、制度の趣旨を十分に考慮しながら、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じる。
- ・ 法令に基づく督促を徹底し、債務者が、督促後もなお債務を履行しない時は、早期交渉に着手し納付を促すとともに、納付に応じない場合は、財産調査などを行ったうえで、法令に基づいた的確な債権管理手段を選択する。また、返済する資力を有しているにもかかわらず返済に応じない悪質な債務者には、速やかに訴訟提起や強制執行等の手段を取ることで、未収金の回収を図る。
- ・ 民間委託など効果的な債権管理方法について引き続き検討する。

(3) 債権の適切な整理

- ・ 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行ったうえで、債務者の状況により法令等に基づいた債権整理の手続を進める。また、既存の法令等の範囲内では回収可能性の極めて低い未収金を長期に管理せざるを得ない場合があり、そのような状況を回避するため、徴収(執行)停止、履行期限の延長、債務の免除、権利の放棄等徴収緩和の措置を講ずる。

(4) 制度運用の強化

- ・ 口座振替等の滞納未然防止に向けた収納方法の工夫や延滞金等の適切な運用など、制度そのものが持続可能なものとなるよう、必要に応じて、制度の見直しを継続する。

(5) 債権管理の目標・公表

- ・ 未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築する。
- ・ 三重県債権管理推進会議の場を活用し進行管理等を行う。

5 債権管理の具体的取組

(1) 滞納の未然防止・管理手法

ア 債権発生前の対策

県の行う貸付けについては、リスクがあることで他の主体が行わないことが前提のものもあり、貸付リスクは潜在していることも再認識した上で、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度の周知の徹底など、適切かつ慎重に審査を実施する。また、債務者の本籍地は、必ず確認することとする。

審査事務において、必要に応じて納税証明書や所得証明書や保証人の所得・資産等を把握できる書類の提出を求める。特に、財産審査において、弁済する資力を有しない者が連帯保証人になることを禁止する。

イ 債権の記録・資料の保存

(様式等の統一)

新規未収金の発生に際して、全庁で利用できる債権管理簿の様式を定めておくことは重要である。しかし、既に作成済みの様式を変更するかは債権担当課において慎重に判断する。

規定で対象項目を示し、様式は標準様式とするなどの工夫が必要であり、対応マニュアルを作成する際にも、標準様式例を定め、債権の実態に応じて修正し利用可能な様式集を作成する。

(未収金の管理記録)

未収金の管理記録は、それを怠ると裁判等の敗訴に繋がる懸念もあり重要な事務である。債権担当課は、当初契約書類と各種変更届等をまとめ、最新の内容を確認できるよう整理を行う。

また、会計事務の自己検査に準じて債権管理事務も担当者だけでなく、所属長等が確認できる仕組みを構築する。

(職員の証明書)

自力執行権を有する債権については、地方自治法を根拠とした滞納処分を行う職員の身分を示す証明書及びその様式を定める。

ウ 債務者の状況調査

担当者が交代しても同じような対応が可能ないように、債権管理簿を活用し未収金の記録を行う。あわせて、1件（債務者毎）の債権管理簿が膨大な場合には引継書の活用を行う。

電話対応を行う場合に何を説明し、何を約束するべきなのかまた、何をしてはいけないのかといった標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める。

エ 情勢変化への対応（履行期限の繰上げ、債権の申出等）

主債務者に支払い能力がない場合、連帯保証人への請求を原則とする。

債務者の状況に応じ、担保や保証人の追加・変更を行い、債権の保全・回収のための的確な措置を講じる。

地方自治法施行令 171 条の 3 及び 171 条の 4 に定める、履行期限の繰上げ、債権の申出等を適切に行う。

(2) 債権回収の強化

ア 督促の徹底

督促を行う際に必要な督促状の送付時期等の統一的な定めがなかったので、地方税法における規定と同じく、原則として発送期日を納期限経過後 20 日以内、督促状において指定する納付期限を、督促状を発する日から起算して 10 日を経過した日とする。

あわせて、当分の間特定の債権についてはこの基準の適用を除外できるものとする。

イ 納付指導

迅速かつ適切に納付交渉・納付指導を行い、早期回収につなげる。

滞納月、1 ヶ月後、3 ヶ月後、6 ヶ月後、1 年後といった時系列に沿って、滞納整理の標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める。

あわせて、全庁的に強化月間を定める。

また、会計事務の自己検査に準じて債権管理事務も担当者だけでなく、所属長等が確認できる仕組みづくりを構築する（再掲）。

電話対応を行う場合に何を説明し、何を約束するべきなのかまた、何をしてはいけないのかといった標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める（再掲）。

ウ 所在調査・財産調査

(所在調査)

住民票又は戸籍の入手、勤務先の確認などにより滞納者の所在の把握に努める。

(財産調査)

(ア) 債務者の協力が得られる場合：資産や収入の申告書の徴収

(イ) 債務者の協力が得られない場合：法務局、運輸支局への調査を実施。金融機関、電話会社、電気会社、保険会社その他の機関へは調査の協力を要請する。

なお、貸付金等（履行期限延長の特約など債務者の利益になる場合を含む）において、調査に同意する旨の文書を貸付等決定前に提出することの義務付けを検討する。

エ 時効の中断等

債権には公法上の債権と私法上の債権があり、時効の期間については、公法上の債権はそれぞれの特別法等の規定を、私法上の債権は民法の規定を適用する。

公法上の債権であれば、時効の期日の到来によって、債務者による時効消滅の主張(援用)を必要とせず自動的に完成するが、私法上の債権であれば、期日が到来しても債務者による時効の援用がなければ債権が消滅しないことに注意が必要である。

未収金の時効による消滅を防止するため、時効中断の手続を確実に行う。

特に一部弁済の場合の時効中断の範囲については、債務者が全部の債務について承認する趣旨で一部弁済したと認められるか否かがポイントとなるため、法的紛争に備えた対応が必要である。

オ 法的措置（強制徴収、強制執行等）

(強制徴収)

地方税等の滞納処分の例によるとされた債権（自力執行権のある債権）においては、地方税法等の定める要件に該当する場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならない（国税徴収法 47 条 1 項 1 号、地方税法 68 条 1 項 1 号等）。

なお、一定の場合に徴収猶予、換価猶予、滞納処分の執行停止を行うことは可能（地方税法

15条～15条の8)

(強制執行等)

その他の債権においても、納期限までに納付しない者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行期限の特約等の措置をとる場合その他特別の事情があると認められる場合を除いて、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続きによる履行の請求(担保権の実行を行ってもなお履行されない場合を含む)の措置をとらなければならない(地方自治法施行令171条の2)。

特に、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」とする最高裁判所の判例に留意する(最判平成16年4月23日)。

カ 民間委託の活用

弁護士・民間債権回収会社・徴収専門員(嘱託職員)等の活用を図る。

(3) 債権の適切な整理

回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理のルールを整理し、債務者の状況により法令等に基づいた徴収緩和の措置を講じる。

ア 徴収停止

自力執行権のある債権については、地方税法の定めにより「滞納処分の執行停止」の要件に該当するかを判断する。

その他の債権については、地方自治法施行令171条の5に定める「徴収停止」は、県税の場合の執行停止のような不納欠損事由とならず、債権管理に活用されていない。例えば、休眠法人については、徴収停止の要件の一つとなっているので、対応ルールを整理する。

徴収停止をすると、当該債権の完全な実現を図るための一切の手続である「保全及び取立て」をしないことができるため、徴収可能な債権の回収業務に集中することが可能となる。なお、地方税法における執行停止後3年経過後に時効消滅するようなルールがないことに留意する。

イ 履行期限の延長

自力執行権のある債権については、地方税法の定めにより「徴収猶予」等の要件に該当するかを判断する。

その他の債権については、無資力について、その基準を作成し、地方自治法施行令171条の6に定める「履行延期の特約等」の制度を活用する。

「履行延期の特約等」を優先するとともに、客観的・合理的に徴収上有利な場合には分割納付誓約書を提出させることとし、「分割納付が不履行となった場合は、法的手続を受けても異議がない」旨の文言を加え、必要な場合は法的措置が可能となるような対策を講じることが望ましい。

「履行延期の特約等」の調定については、納期限が到来するものに対して調定を行うことが可能となるよう会計規則や同運用方針における取扱を整理する。和解等の取り扱いについても、県のルールを整理する。

ウ 債務の免除

・非強制徴収公債権及び私債権においては、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後に、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

・債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについても同様に免除することができる。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

・これらの免除をする場合は、議会の議決は要しない。

エ 権利の放棄

私債権においては時効完成による債権の消滅には、債務者による時効の援用が必要なため、時効完成後も法律上債権は存続するため管理を行っている現状にあるが、行方不明の場合や債務者が無資力に近い状態であるなど回収可能性が極めて低い未収金を長期間管理していくことは適正で効率的な債権管理という観点からは好ましくない。

法令等の定めによれば、このような場合には県議会において債権放棄の議決を受け、債権を消滅させる手段を取ることが可能であるが、これまでは、債権放棄の議決を受けるための明確な基準が不明で、現状の債権管理内容が議決を受けるのに十分であるか提案部局で判断できないことから、本県においては債権放棄を行った事例がないが、取り組んでいく。

オ 不納欠損処分

会計規則運用方針（26条関係）には、「消滅時効の到来しない債権について不納欠損の処分をすることは、特別の事由がある場合を除き妥当な措置ではない。」とされており、特別な事由が明示されていないために、債権放棄の議決及び時効による債権の消滅以外の理由による不納欠損処分の手続がとりにくい状況にある。

しかし、他県での事例や過去の事例を鑑み特別な事由と整理できる事例を参考に、不納欠損処理が可能となるルール拡大を図る。特に、破産法等による免責を受けた債権に対する考え方を整理する。

不納欠損後の納付については、公債権の場合は誤った不納欠損処理を修正し調定を復活して収納することになる。ただし、時効完成後には収納はできず、誤って収納した場合は還付する必要があるので留意する。

私債権の場合は時効の利益を放棄したことになり、別途調定を行い収納する。

なお、個人の破産による場合などは、破産者からの自主納付という扱いのため、寄附として収納することも考えられる。

（４）制度運用の強化

ア 納付方法の工夫

マルチペイメントの活用やクレジットカード納付の利用など納付者にとって利用し易い納付方法の工夫を検討する。

※ ゆうちょ銀行からの引き落としやコンビニ収納についてもその仕組みの拡大を図ることを

検討する。

イ 延滞金等の通知（延滞金・遅延損害金・違約金）

（公債権）

延滞金の滞納者への通知を徹底するとともに、減免の要件を明確化し、基準に沿って必要な減免処理を各部において行うこととする。

（私債権）

遅延損害金についても、県庁関係部局へ制度を周知し、契約上に特約や違約金の設定がない場合でも法定利率（5%又は6%）を請求することを債務者に通知した上で徴収を行うこととする。

私債権についても公債権と同じように減免が可能となるよう、三重県税外収入通則条例（昭和39年3月25日三重県条例第13号。以下「通則条例」という。）の規定を見直すこととする。

（遅延損害金）

私債権における延滞金の名称については、可能な限り遅延損害金・違約金との呼称に変更を検討し、通則条例に私債権についての規定を設ける際に見直しを行う。なお、国の制度がある貸付金では違約金の名称を使用する例が多い。

遅延損害金（違約金）については、民法415条の「請求できる」権利を行使しない場合に県の不作為と取られないよう留意する。

ウ 標準マニュアルの策定

実務マニュアルや標準様式例などをまとめた「標準マニュアル」の策定により、初任者であっても債権に関する必要な知識の取得を可能とする。庁内の債権管理の方法を共有することで、担当者間の情報のやりとりを活発化し担当者のネットワークを構築する。

担当職員が1名では相談・引き継ぎ・臨戸回収等が困難であるので、少なくとも複数の職員と副課長（係長）との体制が望ましい。

エ 研修機会の提供

弁護士相談の機会、外部・内部研修会の開催や実務マニュアルの作成などにより専門知識を取得・保持する。

オ 債権管理の一層の推進

地方自治法等の各部局にまたがる課題で、制度の改正を伴うものについては、必要性を検討した上で法律改正等の要望を行う。

（5）債権管理の目標・公表

ア 債権管理の目標及び処理計画の作成

未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築する（指標の例：訪問回数、電話催告回数、文書送付回数など）。

イ 県民への公表

P D C Aサイクルに基づく取組の推進を図るため、目標及び処理計画は県民へ公表する。

ウ 推進組織

債権管理推進会議の設置目的にある、情報の共有化と債権管理手法の検討および進行管理のほか、各部局等に対して指針に基づいた助言を行う。

(6) その他

ア 間接貸付金

国制度との関連については慎重な対応が求められ、事前に国等の免除を受けておくなど、県のルールと異なる対応が必要となる。このため、財政上県の利益に適合するような対応に努める。

イ 繰上償還の規定

原則として繰上償還条項（期限の利益喪失条項）を定めることを基本とする。なお、貸付金について、銀行取引約定書の事例に準じた条項の発動条件を整理する。

ウ 事務決裁委任規則の整理

督促や延滞金徴収、差押え等の委任規則についても見直しを図る。その場合、迅速な対応が必要な業務であれば、専決者を課長などとすることを検討する。

エ その他

自力執行権のない債権間での債務者の状況の共有については、法的にその可否の判断が分かれているところであり、今後その実現可能性について検討を続ける。

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)案と既存条例の関係 (イメージ)

債権徴収の基本となる考え方

[各種法令において定められている手続きの再確認]

債権の区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権 (分担金・過料・使用料・手数料等)	非強制徴収公債権 (使用料・手数料等)	(貸付金等)
例：産廃行政代執行費用 児童措置費負担金	例：生活保護返還金 恩給・扶助料過払金	例：中小企業者等支援資金貸付金 母子寡婦福祉貸付金	
徴収 手続	◎督促の規定 〔自治法 § 231 の 3 (公債権)〕	◎自力執行権のある債権 = 県税関係の法律等の例による (強制徴収可能)	債権管理及び私債権徴収条例(仮称)で規定 ●督促の規定〔§ 240・自治令 § 171 (私債権)〕 ●自力執行権のない債権 (裁判所の関与が必要・強制執行)
	○税外収入通則条例による 延滞金の徴収及び免除・罰則	◎自力執行権のない債権 = 債権管理 及び私債権徴収条例(仮称)の例による (裁判所の関与が必要・強制執行)	●遅延損害金の徴収及び免除を規定 ※既定の違約金の定めがある場合を除く
整理 (放棄) 手段	※5年経過により強制的に債権が消滅。		●債権放棄の要件を規定 ※2年～10年で時効の期間が経過し、かつ時効の援用を行わなければ消滅しない。
	○税外収入通則条例による 徴収猶予・減免		○個別の貸付金条例等において免除・減免規定を設けている。



基本 姿勢	債権管理及び私債権徴収条例(仮称)で規定 ●「法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。」
債権 管理 手法	●債権管理の強化(債権管理簿等の整備、債権管理者の設置、債権管理調整会議 等を条例施行規則で規定) ●広く県民への情報提供の充実(「債権処理計画」を条例施行規則で規定) 債権回収と債権整理のルールに基づき仕分けを行い、「債権処理計画」を策定し公表(目標設定、実績確定)